平成２４年（フ）第４４８号
岡山県備前市伊部90番地　１―303
債務者　内村　伸次
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月６日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７０号
大分県豊後高田市森1042番地１
債務者　北原　貞義
1　決定年月日時　平成24年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月26日午後３時15分
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２４年（フ）第７１号
大分県豊後高田市森1042番地１
債務者　北原貴美子
1　決定年月日時　平成24年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月26日午後３時15分
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２４年（フ）第７４号
大分県宇佐市大字江須賀4059番地の４
債務者　宮本サヨ子
1　決定年月日時　平成24年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月26日午後３時
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２４年（フ）第１１０２６号
神奈川県相模原市中央区光が丘１丁目12―20
債務者　来栖　健司
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１０９２号
東京都立川市富士見町１丁目23―16―205
債務者　横田　浩之
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１０９７号
東京都豊島区上池袋３丁目33―15―203
債務者　川和　巧也
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１１０３号
千葉県市川市大和田５丁目９―10　リヴェール市川Ｃ棟205
債務者　桑原　寛典
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１１０４号
東京都足立区北加平町４―13―203
債務者　大渕　　優
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１１０６号
東京都板橋区前野町３丁目６―10―202
債務者　牧野　良三
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１１０７号
東京都足立区保木間３丁目37―13―102
債務者　宮脇　周一
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１１０８号
埼玉県草加市草加２丁目５―６―101
債務者　猪又　栄一
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１１１１号
神奈川県横浜市緑区十日市場町1258　十日市場ヒルタウン６―３号棟509
債務者　翁長乗完こと　曺　　秉完
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１１１８号
東京都八王子市楢原町1026―４　ガーデンハウスM101
債務者　島田亜沙美
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１１２４号
埼玉県さいたま市南区根岸２丁目７―10―102
債務者　山田　吉明
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１７７７号
横浜市港北区綱島西５丁目14番１―301号
債務者　阿久津直美
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部